

対象とならない施設

- ・当健保組合加入事業主（会社）が保有または契約の保養所(ヴィラージュハケ岳、軽井沢山荘、住友発哺山寮、飯綱山荘)
- ・キャンプ場テントなど簡易的な宿泊施設
- ・客船・寝台列車・車等の交通機関内での宿泊
- ・24 時間サウナ、スーパー銭湯、インターネットカフェ、漫画喫茶 等での宿泊
- ・現地に受付等がない貸別荘、民泊施設等
- ・限定された条件の人しか宿泊できない施設（マンションのゲストルームや会員制の別荘利用など）

対象とならないケース

- ・業務出張による宿泊
- ・会社から補助(滞在費等)が支給される特別休暇等による宿泊
- ・宿泊施設、旅行代理店・宿泊予約サイト等のインターネットサイト発行の領収書が入手できない場合
（学校、スポーツクラブ、塾等や老人会、婦人会など有志による団体が発行している領収書は不可）
- ・デイクース（日帰り）での利用

その他、対象外になるかご不明な施設・ケースは、健康保険組合宛にお問い合わせください。